議第24号 呉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて

1 改正の趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和29年法律第91号。以下「恩給担保金融法」といいます。)の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

消防団員(その遺族を含む。)の公務災害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできないこととしていますが、例外として株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」といいます。)が行う恩給担保貸付事業による貸付けを受けるときは、消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償(以下「傷病補償年金等」といいます。)の給付を受ける権利を担保に供することを認めています。

恩給担保金融法の一部改正により、公庫が行う恩給担保貸付事業のうち傷病補 償年金等の給付を受ける権利を担保とするものについては、令和4年3月末をも って廃止されることとなったため、当該権利を公庫に担保に供することを認める 規定を削除します。

【参考】恩給担保貸付事業

恩給,共済年金,災害補償年金などを受けている方が,住宅などの資金や事業資金が必要となった場合に,恩給や共済年金などを担保として,小口の資金を低利で融資する公的な貸付制度です。

3 施行期日

令和4年4月1日